

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育委員会事務局 教育振興課 特別支援教育室

法令名	学校教育法施行令			法令番号	昭和28年政令第340号		
手続名	区域外就学の承認			根拠条項	第17条		
審査基準	区域外就学等（学校教育法施行令第17条） 他の都道府県に居住地がある児童生徒等が、何らかの理由で佐賀県内の特別支援学校に就学しようとした場合、以下のような合理的な理由があれば承諾するものとする。 ① 長期入院治療のために、佐賀県内の病院等に入院する場合 ② 地理的条件や家庭環境等により、居住する都道府県の特別支援学校への通学が困難である場合 ③ その他合理的な事由があると認められる場合						
	受付機関	教育振興課 特別支援教育室	処理機関	教育振興課 特別支援教育室	交付機関	教育振興課 特別支援教育室	標準処理期間 10日 標準経由期間 日